



低価基準と保守主義原則(和田貞夫
谷山新良教授記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平敷, 慶武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001739

低価基準と保守主義原則

平 敷 慶 武

I. はじめに—低価基準の根拠と保守主義—

低価基準の考察に際して、見逃してはならない会計原則—会計原則であるといえるか否かということ自体が問題である—が、「保守主義の原則」である。

保守主義原則の典型的適用例が、少くとも、伝統的には、低価基準であるために、低価基準といえば直ぐに保守主義原則を連想するほど、両者は密接な関係にある。このことは、歴史的にも、明らかなことである。即ち、低価基準は、元来、債権者ないし与信者保護思想の経済社会を背景にして、貸借対照表が第一に重視され、資産評価が強調された時代に、一般に容認された会計慣行として出現した。従って、このような会計観の下では、保守主義が健全な会計の第一の美德とされ、低価基準は棚卸資産の価値が原価以下に下落した場合に予想される損失の測定手段として確立されたのである。⁽¹⁾

低価基準が、少くとも、伝統的には、保守主義原則を根拠としていることは、会計的常識であるが、このことを初めて米国に於て唱えたのは、ディクソン (Arthur Lowes Dickinson) であるといわれる。即ち、1904年のセントルイスにおける万国博覧会の際に、会計人会議が公会計士協会連盟 (Federation of Societies of Public Accountants) の後援の下に開催されたのであるが、当時米国会計事務所の古参会員でありかつ英米の実務に精通した著名な会計オーソリティがディクソンであった。ディクソンは、論文を発表して、「手持棚卸資産の評価の一般基準、即ち、‘低価基準’は、最も保守的な商会によって展開されかつ採用されている。⁽²⁾」(傍点引用者)と述べたのである。

(1) Gertrude Mulcahy, Use and Meaning of "Market" in Inventory Valuation, 1976, p. 7.

(2) C. Paul Jannis, Carl H. Poedtke, Donald R. Zielger, Managing and Accounting for Inventories, 1980, p. 147.

この論述の意義は三つあるとして、ジェームス等は、次のように指摘している。即ち、「ディクソンはまぎれもなくオーソリティであること、第二に、ディクソンは低価基準を“一般的基準”として言及していること、第三に、推論によって、ディクソンは低価基準を保守主義の原則によって正当化していること⁽³⁾」(傍点引用者)の三点である、と指摘しているのである。

ところで、このような保守主義的低価基準に関して、グリーンドリンガー(Leo Greendlinger)は、1910年に、初めて、損益計算の観点から論難している⁽⁴⁾。

さらに、米国会計士協会証券取引所協力特別委員会からニューヨーク株式取引所株式上場委員会に送られた1932年9月22日付の書簡に於て、公式に、損益計算書が通常の貸借対照表よりはるかに重要であることが強調され、かつ、当年度の損益計算書への適切な借記ないし貸記の保証という主要な会計目的に対して低価基準は主たる例外である、と述べられている⁽⁵⁾。

かくて、損益計算重視という会計観への変化を背景にして、1930年代後半から1950年代前半にかけて、驚くべきほど多くの論者によって、損益計算の観点から低価基準の合理化ないし理論化が試みられている。即ち、米国会計士協会会計手続委員会による一連のステートメントー1936年、1938年、1940年6月、1940年10月、1941年、1943年、1948年、1953年の各ステートメントーをはじめとして、ベイリー、ブロー、スタンス、ヘリック、クラッケ、ペイトン、リトルトン、ペルベ等によって、低価基準等に関する動態論的な理論化がなされているのである。

このように、貸借対照表重視から損益計算書重視への会計目的観の変化に伴って、低価基準も損益計算の観点から理論化されるようになったことは確かである。それでは、従来、低価基準の根拠とされていた保守主義原則は消滅したのであろうか。低価基準は、いかなる意味に於ても、保守主義原則と絶縁したのであろうか。そもそも保守主義原則は、会計原則として、本質的に妥当性を

(3) *ibid.*, p. 147.

(4) *ibid.*, p. 148.

(5) *ibid.*, p. 148.

もつのであろうか。

このような疑問について考察するために、まずは、低価基準と保守主義原則の関係に関する各論者の見解をレビューしてみることにしよう。

II. 低価基準と保守主義の関係に関する諸見解

(1) モージックおよびラーソン

モージック (A. N. Mosich) およびラーソン (E. John Larson) は、「棚卸資産の価格の下落に起因する損失は、当該価格下落の起る会計期間において認識されるべきである。このような低価基準の根拠は、長い間会計政策をガイドしてきた保守主義概念に見い出すことができる。」⁽⁶⁾ (傍点引用者) と述べ、さらに、「保守主義は、低価基準の根拠である。ある項目の取替原価がその純実現可能価値より高い時には、保守主義は、当該項目がその純実現可能価値まで切り下げられるべきことを要求する。」⁽⁷⁾ (傍点引用者) と述べている。

つまり、保守主義原則は低価基準を支える根拠であり、また、当該原則は低価基準の適用に於ける時価の規定に関しても機能することが、指摘されている。

(2) メイヤー

メイヤーは、次の点を指摘している。即ち、保守主義は、少なくとも規範的意味では、会計の不可欠の部分としては認識され難いこと、しかし、会計上の仮定、コンベンション、及び実務上の理由の考察に際しては明確に保守的性質が認められること、さらに、「予想利益の排除・予想される全損失の配慮」という保守主義の性格付けはミニマックス的経営哲学 (minimax managerial philosophy)、即ち、最大の損失の機会を最少限にすることであると考えられること等が、指摘されている。⁽⁸⁾ また、メイヤーは、低価基準と保守主義との関係について、次のように述べている。すなわち、「保守主義によれば、次の点が主張される。即ち、もし資産の現在価値がその歴史的な原価以下であるならば、

(6) A. N. Mosich, E. John Larson, *Intermediate Accounting*, p. 330.

(7) *ibid.*, p. 330.

(8) Philip E. Meyer, *Applied Accounting Theory, A Financial Reporting Perspective*, 1980, p. 43.

下方への調整が要請されること、最も著しいのは、棚卸資産と市場性有価証券への投資に対する会計における低価基準の適用であること。⁽⁹⁾「しかしながら、例外も一部あり、その中で最も著名なのは、低価基準である。低価基準が棚卸資産および市場性有価証券に適用されると、保守主義原理に従って下方的再評価のみが正当化される。」⁽¹⁰⁾(傍点引用者)と述べられている。

つまり、保守主義は、一般に容認された会計原則の不可欠な側面をなすものであって会計測定上意味をもち、従って、それは低価基準の根拠とされている。他方、保守主義は種々のディメンジョンからの議論を要する争点をもつものであるが、それにも拘らず、今日、それは会計の中で最も普及したコンベンションの1つである、とされている。

(3) パイル及びラーソン

パイル (William W. Pyle) およびラーソン (Kermith Larson) は、「貸借対照表保守主義とよばれるものは、かつて第一の会計原則と考えられていた。・・・このこと自体は推賞すべきことである。しかしながら、それは、しばしば、極端に走るのもであって、そのために資産価値の誤示ばかりでなく、非保守的損益計算書が結果される。例えば、価格が下落した時には、棚卸資産に対する低価基準の盲目的適用は保守的貸借対照表価額をもたらす恐れがある。それは、又、純所得の不適切な繰延および不正確な損益計算書をもたらすかも知れない。従って、会計者の認識するところでは、貸借対照表保守主義はその他のファクターにまさるものではないのである。彼等は、各期間の純所得の公正な表示をもたらすような実務を支持するものである。」⁽¹¹⁾と述べている。

つまり、パイル等にあつては、貸借対照表保守主義の意義は認め、それが低価基準の根拠となっていることが認識されている。反面、保守主義には極端な結果をもたらす傾向があるために、公正な結果をもたらす損益計算書的保守主義によりウェイトがおかれている。

(4) スピイラー

(9) *ibid.*, p. 43

(10) *ibid.*, p. 47.

(11) William W. Pyle, Kermith Larson, *Fundamental Accounting Principles*, 1981, p. 317.

スピラー (Earl A. Spiller) は、「これらの原価法の1つの拡張が“低価基準”として知られているアプローチである。・・・この方法は、貸借対照表が最高に重要であり、かつ保守主義が第一の美德であった時の比較的初期の会計思想に由来するものである。・・・近年においては、損益計算書及び対応概念に注目が移行するにつれて、低価基準の解釈は、次のようになされるべきである、と思われる。即ち、将来の使用価値をもつ原価のみが将来の収益に対応されるべく繰越されるべきである。」⁽¹²⁾(傍点引用者)と述べている。

つまり、低価基準は、元来、貸借対照表保守主義に依拠するものであったが、それは損益計算の重視に伴って原価のもつ将来における効用の有無の観点から合理化されるべく解釈されるようになったとされている。

(5) ムルカイ

ムルカイは、次のように述べている。すなわち、「棚卸資産評価法としての低価基準の第一の目的は、棚卸資産の時価の原価以下への下落によって指示される予想の損失を当期に認識して記録することである。それは、長い間確立された保守的会計基準、即ち、“予想利益は排除し予想損失は全て計上すべし”という基準の個別的な適用を意味している。」⁽¹³⁾と述べている。

つまり、明らかに、低価基準が保守主義に依拠していることが、指摘されているのである。

(6) APB ステートメント第4号

会計原則審議会は、その「ステートメント第4号」に於て、低価基準はコンベンション修正の一つの例をなすものであって、好ましからざる事象の記録を要請する特殊な規則の一つであると考え、その根拠を保守主義に求めている。即ち、「資産及び負債はしばしば不確実な状況の下で測定されるが、歴史的には、経営者・投資家・会計担当者は、予想される測定上のエラーは純所得や純資産の過大表示よりも過小表示であることを好む傾向にあった。このために、保守主義のコンベンションが生れたのであって、それは、棚卸資産は低価基準

(12) Earl A. Spiller, *Financial Accounting Basic Concepts*, 1971, p.250.

(13) Gertrude Mulcahy, *Use and Meaning of "Market" in Inventory Valuation*, 1976, pp.1~2.

で測定されるべきであるというルールとして反映されている。」⁽¹⁴⁾ (傍点引用者)と述べられているのである。

つまり、APB 第4号に於ては、低価基準が保守主義に依拠していることが指摘されているのである。

(7)会計研究公報第43号

会計研究公報第43号は、一般に、動的低価基準観の理論的根拠をなすものであると理解されている。従って、その低価基準観は保守主義とは無関係であると理解されがちである。しかし、同公報における低価基準観も保守主義と無縁ではない。同公報第43号は「理論と実務の妥協」の産物であり、実務的アプローチはとりもなおさず保守主義を意味する。従って、公報第43号の低価基準自体が保守主義を基礎にしているといえるのであるが、就中、“時価”に関して純実現可能価額と利益実現可能価額を各々上限及び下限とする取替原価説は保守主義の会計的理論化の極致である、といえるであろう。

事実、このことは、公報第43号の作成過程で公表された1941年試案ステートメントに於て、会計手続委員会のメンバーの16人に対して行われたアンケートからも明らかなどころである。即ち、スタウブの分析によれば、「次の質問は、それは実践性の特徴をもつものであるか、究極的結果が疑わしい状態に於て保守主義は有力なファクターとして容認されるべきか否かであった。大多数が肯定的に回答した。」⁽¹⁵⁾ ことが明らかにされているのである。もちろん、公報第43号における低価基準が、保守主義に依拠しているとはいえ、それが損益計算の観点から把握されていることは言うまでもない。

(8)連続意見書第四

我国の連続意見書第四「棚卸資産の評価について」も、低価基準は期間損益計算の観点からは合理性をもたず、それは、慣行的評価法であること、資金転化額を示すこと、及び各国税法も容認していること等の理由から、容認される

(14) APB Statement No. 4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, 1970. Paragraph No.171. Accounting Research Study No.13, The Accounting Basis of Inventory, by Horace G. Barden, p.100.

(15) Walter A. Staub, Research in Inventories, J. of A., april, 1942, p.299.

とされている。

従って、『意見書』での低価基準支持の論拠は、端的に保守主義の見地からの説明づけとなっていることが分る。⁽¹⁶⁾（傍点引用者）のである。しかも、当該保守主義が明らかに貸借対照表保守主義であることも理解できるであろう。

このような考察から、明らかに、低価基準は保守主義を根拠にしていることが理解できるであろう。しかも、保守主義は、会計目的観の変化にともなって、貸借対照表保守主義から損益計算書保守主義へ、即ち、静的保守主義から動的保守主義へと変化し、そのような変化にともなって、低価基準も貸借対照表低価基準から損益計算書低価基準へ、即ち、静的低価基準から動的低価基準へと変化したことが理解できるであろう。

ところで、静的であれまたは動的であれ、低価基準を支えている「保守主義原則」は、会計原則として、妥当性をもつであろうか。保守主義原則は、「用心主義の原則」、「安全の原則」、「先慮の原則」、「慎重の原則」、「伝統の原則」、「不可避的弊害の原則」、「良き会計実践」、「必要悪の原則」、および「予想の原則」等ともよばれている。このように呼称が多様であるということは、とりもなおさず、保守主義原則がいかに議論の多い会計原則であるかを如実に物語るものであるといえよう。⁽¹⁷⁾

それでは、保守主義原則は、我国のオーソリティにおいては、どのように理解されているのであろうか。

まず、太田教授は、「保守は感情であって、理論ではない。したがって、それは真実性原則と矛盾する場合が生じ得るものである。・・・むしろ、これは

(16) 武田隆二著「最新財務諸表論」, 1979年, 280頁。

(17) 保守主義原則が議論を要する会計原則であることは、次の論述にみられる。すなわち、佐藤教授は、「…ともあれ『一般原則』については、…既に最初の発表当時から幾多の議論が展開され、今日においても、尚それは未だ必ずしも解決済みではないとし、…それはともかく一般原則の中でも、特に議論の多いのは保守主義の原則であろう。」（傍点引用者）と述べている。（黒沢清，山下勝治，飯野利夫，江村稔，木村重義，沼田嘉穂，佐藤孝一，阪本安一共著「企業会計の一般原則詳説」所収「保守主義の原則」（佐藤孝一稿），1959年，144頁。同じ主旨は，飯野利夫教授によっても指摘されている。同共著，47頁）。

選択基準であって、数多くの方法がある場合、保守的なものを選ぶべしと主張するに過ぎないものと理解するのが正しいのではないかと思う。⁽¹⁸⁾」(傍点引用者)と述べている。つまり、保守主義原則は感情であるから、会計理論ないし会計原則たりえないとされているのである。

黒沢教授は、「むしろ会計そのものの限界に関する認識と経験との所産であって、会計の理論を会計の実務に媒介する作用をなすものが保守主義の公理である。・・・この意味で企業はつねに用心深く行動する必要があり、何らかのプロバビリティーをもって発生するおそれのある予想の損失は、会計においても、あらかじめ毎期の費用として計上することが要求されるのである。これが保守主義の原則であって、用心の原則とか予想の原則と名づけられるゆえんである。⁽¹⁹⁾」(傍点引用者)と述べている。つまり、保守主義原則は、会計の限界と経験の所産であり、会計の理論を会計の実務に媒介する作用をなすものである、とされている。この指摘は、保守主義原則に支えられた低価基準の本質を理解するためのきわめて根本的なことであるから、銘記しておくべきであろう。

岩田教授は、「保守性の原則は・・・真实性の原則を限定するものである。まだ事実となって現われない事柄をあらかじめ計算に織込むのであるから、真実の報告はその限りにおいて傷つけられることになるだろう。・・・他面においてこの原則は主観的判断を下し、見積推定をなす場合の基準として重要である。判断推定は一般に極めて漠然としたものであって不正確となることは不可避的である。不正確が避けられないとすれば、なるべく内輪な見積を行うにしくはない。このことは企業財政を堅実ならしめるという意味において、たとえ真実とかけはなれることはあっても容認されるべきである。⁽²⁰⁾」(傍点引用者)と述べている。つまり、ここでも、保守主義原則が未だ事実となって現われない事柄を対象とし、主観的判断や見積推定を伴ない、不正確性は不可避的であるとされているのである。このことも、又、低価基準の理解にあたっては忘れてはな

(18) 前掲書、163頁。太田哲三稿「会計原則の理論的構造」、企業会計第1巻第11号、4頁。

(19) 黒沢清著「近代会計学」、1964年、148頁。

(20) 岩田巖稿「企業会計の一般原則について」、企業会計第1巻第9号、5～6頁。

らない保守主義原則の特徴である。

山下教授は、「保守原則は、実は企業会計以前のものであり、保守原則こそ企業会計に優位するいわば企業原則というが如き性格をもつものである。それは真実性原則に矛盾するが如き平面的原則ではなくして、真実性原則に優位する一般原則である。」⁽²¹⁾と述べ、さらに、「必要なことは、保守原則の否定ではなくて、むしろ積極的な規定づけに存している。そのもつ意味ないし適用の厳密な規定づけによって始めて、企業会計における真実性のもつ内容が保証され、それを積極的に生かす途が存している。」⁽²²⁾とされている。つまり、保守主義原則は、企業会計以前の企業原則しあり、企業会計原則における「一般原則」に優位する“一般原則”である、とされているのである。

この場合、保守主義原則が根本的な企業原則として積極的にその重要性が主張されることは理解できても、そうであればこそ、果して保守主義原則は「会計原則」たりうるか否かがやはり疑問とされるべきであろう。なぜなら、保守主義原則は企業会計以前の又は企業会計原則に優位する一般原則ないし普遍原則であるとされているからである。

武田教授は、そのユニークな会計公準論に立脚して「企業会計原則」における「一般原則」について吟味した後、「保守主義」について、次のように論じている。即ち、「一般原則としての保守主義が掲示されていない。この原則はもともと測定全般に係り合いをもつもので、科学的予測計算の精緻化とともに測定技術一般のなかに解消する性質のものではないかと思われる。」⁽²³⁾(傍点引用者)と述べ、しかし、「現状においては未だその域に達していないので、差し当り公準と直接関連づけられない原則であって、測定原則全般に係わる外在的原則

(21) 山下勝治稿「企業会計における真実性と保守性」, 産業経理 第14巻 第9号, 34頁。同じ主旨は、次の論文及び著書にもみられる。山下勝治稿「真実性の原則」, 41頁, 太田哲三, 黒沢 清, 山下勝治, 飯野利夫, 江村 稔, 木村重義, 沼田嘉穂, 佐藤孝一, 阪本安一共著「企業会計の一般原則詳説」所収, 1959年。山下勝治著「企業会計原則の理論」, 77頁, 1960年。

(22) 山下勝治著「企業会計原則の理論」, 1960年, 78頁。

(23) 武田隆二著「最新財務諸表論」, 1983年, 84頁。

(24) 前掲書, 84頁。

として位置づける以外にないと思う。」⁽²⁴⁾(傍点引用者)と述べている。つまり、保守主義原則は純理論的には会計原則たりえないとされているのである。

このように、オーソリティの見解から明らかなことは、保守主義原則は、山下説を除き、一般に、消極的にしかその意義は認められていないこと、及び、保守主義原則は果して理論的に純粹の会計原則たりうるか否かのチャレンジを受けているということであろう。即ち、保守主義原則について、まず、太田教授は“感情”であるとし、次に黒沢教授は会計の限界の認識に立つ会計の理論と実務の媒介作用をなすものであるとされ、又、岩田教授は未会計事実を取り扱い主観的判断をなすものであると述べ、さらに、武田教授は解消されるべき性格のものであると論じ、他方、山下教授は会計以前の企業原則である、とされているのである。

このような特徴は、低価基準の本質を理解する上できわめて重要である。なぜなら、低価基準は保守主義原則に依拠しているからである。つまり、保守主義原則が「感情」であって会計の理論と実務の媒介をなし未会計的事実を対象にして主観的判断計算を行う会計以前の企業原則であるということは、そのような保守主義原則に依拠している低価基準も又、未会計事実を対象にし主観的判断に立脚した媒介的ないし中間的計算を行う会計以前の測定基準であるということになるのである。少くとも、低価基準は、純会計的測定基準ではないか又は会計における原則的基準ではないということになるであろう。

Ⅲ. 保守主義会計の構造

一低価基準とライフオー

今日、期間損益計算を中心とした企業会計の構造は、端的に言えば、保守主義会計の構造であるといえる。保守主義原則のエッセンスは、端的には、「予想の損失は計上するも、予想の利益は計上せず」の性格をもつものとして表現されている。そのことは、棚卸資産会計の側面に象徴的に現われているといえるであろう。

すなわち、保守主義会計の構造とは収益の認識における実現原則と費用の認識における発生原則との関係である。一般に、費用・収益の最も合理的な認識原則は発生原則である、とされている。しかし、一方の収益については、その

認識に際しては、本来的または経済的には、発生原則が適用されるべきであるが、価格上昇時における評価益（即ち未実現利益）を排除すべく実現原則がとられる。収益認識の側面における実現原則の適用はとりもなおさず資産評価の側面における原価主義と呼応している。他方、費用については、文字通り、発生原則が適用される。従って、収益・実現原則および費用・発生原則という関係は、明らかに、それ自体保守主義会計の反映である。⁽²⁵⁾ それにも拘らず、当該関係が保守主義会計として意識されないのは、それが一般的会計慣行として定着しているからである、とされている。⁽²⁶⁾

しかし、なお、敢えて、ここで、現代の企業会計の構造を「保守主義会計」の構造として特徴づけようとしているのは、原則主義が評価原則として一般原則化しているという場合、収益の面に関しては、価格上昇時における未実現利益の排除のために後入先出法が適用されるようになり、他方、費用の面に関しては、価格下落時における評価損計上のために低価基準が適用されているからである。つまり、収益の面における評価益排除のための後入先出法と費用の面における評価損計上のための低価基準とが損益計算上対をなした構造になっているからである。

後入先出法と低価基準は、共に、棚卸資産評価、従って、費用評価に係わる点では共通しているが、後入先出法は価格上昇時に棚卸資産の過小評価、従って、棚卸資産費用の増加計上による評価益排除法として、又、低価基準は価格下落時に棚卸資産の過小評価、従って、棚卸資産費用の増加計上による評価損計上法として、機能する。

元来、保守主義の棚卸資産会計面における具現としての低価基準は、両面的に作用するものであって、価格上昇時には評価益を排除し、価格下落時には評価損を計上する方法である。このような低価基準のもつ価格上昇時における評価益排除機能を徹底化した評価法が後入先出法なのである。つまり、後入先出

(25) 山下勝治稿「真実性の原則」, 太田哲三, 黒沢 清, 山下勝治, 阪本安一, 木村重義, 飯野利夫, 江村 稔, 佐藤孝一, 沼田嘉穂共著「企業会計の一般原則詳説」所収, 1950年, 40~41頁。

(26) 武田隆二著「最新財務諸表論」, 1985年, 110頁。

法は取得原価の枠を前提とした評価益排除法の極限的評価基準であり、他方、低価基準もまた取得原価の枠を前提とした評価損計上法の極限的評価基準である。両者は、取得原価の極限化または徹底化という点で損益計算的に共通の特徴をもつ。即ち、損益計算的保守主義を価格上昇時に収益の面で達成するベストな方法が後入先出法であり、他方、損益計算的保守主義を価格下落時に費用の面で達成するベストな方法が低価基準である。

後入先出法の本質を、例えば、番場教授⁽²⁷⁾やメイヤー⁽²⁸⁾のように再調達原価説として理解する見解に立てば、低価基準と後入先出法は、共に、会計の根本構造である保守主義会計を、各々、価格上昇時における価格利益排除と価格下落時における価格損失計上とを取得原価の枠内で共に時価（すなわち、再調達原価）を測度として算定することによって、達成しようとするものである。原価主義であるはずの後入先出法の本質が時価主義的にとらえられたり、又、逆に、原価主義でないはずの低価基準が原価主義的にとらえられたりするのには、両者が、共に、正しく、取得原価の枠内に於て時価を測度として損益計算に関する保守主義的会計目的を達成しようとする方法だからである。

事実、1930年代における貸借対照表重視から損益計算書重視への会計目的観の変化に伴い、低価基準は損益計算重視の故に動的に理解されるようになったのであり、又、後入先出法も、同様に、損益計算重視の故に誕生した評価法なのである。即ち、このことは、米国会計士協会研究部による試案ステートメントに於て、「貸借対照表から損益計算書への強調点の変更は、棚卸資産に關す

(27) 番場教授は、「後入先出法は形式的には再調達原価法と異なるけれども、その目的的本質はこれを再調達原価思考に求めるほかないであろう。」(傍点引用者)と述べている。番場嘉一郎著「棚卸資産会計」, 昭和55年, 468頁。新井教授も、番場嘉一郎著「棚卸資産会計」の紹介論評にあたり、番場教授が後入先出法の本質観として再調達原価思考に立っていることを指摘している。新井益太郎稿「番場嘉一郎著『棚卸資産会計』」, 企業会計第15巻第3号, 133頁。

(28) メイヤーも、歴史原価からの明白な逸脱の例として、ライフオをあげ、それは現在取替原価をもたらずとしている。すなわち、「…その結果、損益計算書で反映される価額はほぼ売上商品の現在取替原価となり、しかも売却された項目の実際の歴史原価とは限らないのである。」と述べている。Philip E. Meyer, Applied Accounting Theory, A Financial Reporting Perspective, 1980, p.311.

る会計実務の変更に影響を及ぼしてきた。ある場合における“後入先出法”がその例である。⁽²⁹⁾と述べられていることから、理解できるところである。両評価法は、共に、1930年代における損益計算重視という会計的時代精神を反映し、しかも、動的保守主義を達成せんとする方法である。それゆえ、後入先出法が実務界からの長く根強い要求の結果、終に誕生した評価法であり、又、同様に、低価基準が実務的に根強い不滅の評価法であるとされるのは、けだし当然であって、両者は、共に、企業原則たる保守主義に根ざしているからである。

しかし、ここで、理論的に問題となるのは、低価基準である。つまり、後入先出法に関しては、パターズ (J. Keith Butters) 等によって指摘されている如く、後入先出法が税務上容認されたのはそれが原価主義に属していたからであり、⁽³⁰⁾その限り、後入先出法には問題はないのである。他方、低価基準については、それが合理的測定基準であるか否かが問題となるであろう。即ち、評価損計上法としての費用の側面における低価基準は、評価益排除法としての収益の側面における基礎在高法と同様な特質をもつのではないか、ということである。言い換えると、基礎在高法は、税務上合理性をもたず、原価主義ではないために否認されたのであるが、同様なことは、低価基準についても問題になるのではないか、ということである。つまり、低価基準は合理的か原価主義かということである。あるいは、後入先出法が未実現利益排除法として収益の面における発生原則の合理的な抑制的適用であるとすれば、低価基準は未実現損失計上法として費用の面における発生原則の合理的な拡大的適用であるといえるか、ということである。このような問題は、要するに、低価基準の本質は何か、低価基準を支える保守主義原則とは何か、従って、低価基準は合理的な原価主義か否か、ということである。

保守主義原則の性格については、「企業会計原則」に於て、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、それに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」(傍点引用者)と規定されている。即ち、保守主義原

(29) Inventories, A Tentative Statement by the Research Department of the American Institute of Accountants, 1940, October, Journal of Accountancy, pp. 324~325.

(30) J. K. Butters, Effects of Taxation Inventory Accounting and Policies, 1952, p. 194.

則は、“可能性”という予測事象ないし期待事象に係わる可能性原則（即ち、予想原則ないし予測原則）である。

他方、同じく、「企業会計原則」に於て、「正規の簿記の原則」が「企業会計は、すべての取引につき「正規の簿記の原則」にしたがって正確な会計帳簿を作成しなければならない。」（傍点引用者）と規定されている。即ち、正規の簿記の原則によれば、記帳対象は“すべての取引”である、とされている。

従って、“すべての取引”が生起した事実としての記帳対象となりうる会計的取引ないし会計事象を意味する限り、「正規の簿記の原則」が予測事象に係わる保守主義原則と抵触することになるのは明らかである。即ち、保守主義原則に支えられた低価基準が「正規の簿記の原則」と矛盾することはまた明らかである。つまり、会計とは取引事象としての会計事実に係わるべきものであり、他方、“可能性”に係わる保守主義原則を根拠とする低価基準が“可能性”に係わることになるのはきわめて当然である。従って、低価基準が、“可能性”を測定対象とする限り、当該低価基準が合理的でないといえることも又当然である、といえるであろう。

IV. 損傷等と低価基準

動的低価基準，就中、「米国型低価基準」の最も顕著な特徴は、それが損傷・品質低下・陳腐化等（以下、損傷等とよぶ）の物理的経済的欠陥に起因する価格下落と単なる価格下落とを同質視して共に低価基準の本質をなすものとして規定されていることである。このことは、低価基準に関する米国の文献に於て一般にみられる明白な特徴である。

低価基準の否定論者、即ち、単なる時価下落を対象とする低価基準は対応原則を破壊し所得の歪曲をもたらすため非論理的であるとしてそれを否定する論者も、損傷等を対象とする低価基準は容認しているのである。それは、グルティール（MWE Glautier）等が「このような理由のために、一部の人は、低価基準は‘全くイロジカル’であると主張し、従って、低価基準は陳腐化や損傷の棚卸資産の場合を除いては放棄されるべきである。⁽³¹⁾」（傍点引用者）と述べ

(31) MWE Glautier, B Underdouen, Accounting, Theory and Practice, p.161.

ていることから、理解できるであろう。

このような特徴は、例えば、キーン (Donald E. Kieso) = ウェイガント (Jerry J. Weygandt)⁽³²⁾, アンソニー (Robert N. Anthony) = リース (James S. Reece)⁽³³⁾, パイル (William W. Pyle) = ラーソン (Kermitd Larson)⁽³⁴⁾, ヘリック (Anson Herrick)⁽³⁵⁾, 内国歳入局, SEC, 及び会計調査研究第13号等, 広く一般的にみられるところであるが, 典型的には, 会計研究公報第43号にみられる。そこでは, 次のように述べられている。

「商品の有用性が、もはやその原価と同じ大きさではなくなった時には、棚卸資産評価にあたって、原価主義からの離脱が必要となる。商品の有用性が、通常の営業過程において、これを処分する場合に原価以下になるであろう証拠が存する場合には、その原因が物理的な品質低下・陳腐化・価格水準の変動、またはその他の原因によるものであっても、その差額は当期の損失として認識されなければならない。」(傍点引用者)

損傷等は物的経済的欠陥商品であって、有用性の絶対的喪失である。それにも拘らず、動的低価基準観、なかんずく「米国型低価基準」観に於ては、損傷等と単なる時価下落を同質視して等しく低価基準の本質をなすものとして規定することは、我国の「企業会計原則」や「棚卸資産意見書」を中心とした低価基準に関する日本の理解の仕方、即ち「日本型低価基準」観からみれば、不合理でありまた不可解に思われるであろう。

しかしながら、損傷等と単なる時価下落とを同質視する低価基準観は、「米国型低価基準」観に於てはきわめて本質的なことであり、いわば低価基準の原点そのものであるとすらいえるのである。このことは、公報第43号が確立される過程で公表された予備的ないし試案的な「ステートメント」からも、明らかなことである。即ち、1940年6月に米国会計士協会の研究部によって公表された

(32) Donald E. Kieso, Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, p.360.

(33) Robert N. Anthony, James S. Reece, *Accounting Principles*, 1979, p.147.

(34) William W. Pyle, Kermitd Larson, *Foundamental Accounting Principles*, 1981, p.310.

(35) Anson Herrick, *Application of Accounting Research Bulletin No.29 to Inventory Pricing Problems*, *Journal of Accountancy*, May, 1948. p.386.

「予備ステートメント」に於ては、「原価主義弁護論者は、大抵の場合、損傷または陳腐化に由来する損失をすすんで認識する。なぜなら、当該部分の原価の回収は、不可能ではないにしても、危険にさらされているからである。回収が時価の下落によって危険にさらされているような原価が損失として切り下げられるべきだというのはほんのあと一歩にすぎないのであり、従って、このことが低価基準の目的である。」⁽³⁶⁾（傍点引用者）と述べられ、同様に、1940年10月に公表された「試案ステートメント」に於ても、「このことの最も明確な例は、棚卸日に、損傷、陳腐化、あるいはその他の点で販売不可能となった商品に発生する。そのような商品の原価は、当該商品が販売不可能となり、かくて企業に損失をこうむらせるようになった期間にチャージされるべきだということは、一般に、意見の一致がみられる。それ以外の販売可能商品の実現時価が下落する場合は、実際の実現による損失の蓋然性が実現によって確定される程度に於てのみ相違するにすぎない。経験上、そのような損失は時価の下落によって予示されると仮定することが最も安全であることが、証明されてきた。このことは、上述の低価基準の本来的な意味とも合致している。」⁽³⁷⁾（傍点引用者）と述べられている。このことは、とりもなおさず、低価基準がまず損傷等を対象として規定され、それと同質のものとして又は少なくともその延長線上にあるものとして、単なる時価下落が規定されていることを意味するものであると理解できるであろう。

さらに、ホフマンやジェニングによれば、米国に於て、低価基準による棚卸資産の評価概念が言及されたのは、1871年におけるマサチューセッツ最高裁判所の判決においてである、といわれる。同裁判所は、火災に起因する棚卸資産価値の喪失は企業利益の計算にあたっては控除されるべきであるとの判決を下した

(36) Inventories, A Preliminary Statement by The Research Department of The American Institute of Accountants, Journal of Accountancy, June, 1940, p. 439.

(37) Inventories, A Tentative Statement by the Research Department of the American Institute of Accountants, Journal of Accountancy, October, 1940, p. 327.

(38) Raymond A. Hoffman and Henry Gunders, Inventories, Control, Costing, and Effect upon Income and Taxes, 1970, p. 150.

のである。⁽³⁸⁾ 同判決に於て、判事は、次のように述べている。即ち、「商品取引に係わる損益は、販売に由来するものに限定されるものではない。未販売在庫品の価値の減少や上昇もまた考慮しなければならない。減価は、市場価格の変動、品質低下、または事業に付随する多くの原因によって惹起される数量減少⁽³⁹⁾に起因するかも知れない。」(傍点引用者)と述べられているのである。即ち、時価下落のみならず、損傷等も、本質的に、低価基準の本質を成すものとして規定されていることが理解できるであろう。

要するに、損傷等も、本来的に、低価基準の本質的対象をなすものであるが、そのことは、有用性を基礎にした動的低価基準観に於てはより積極的に理論化されているのである。つまり、損傷等と単なる時価下落とは、単に、原因の相違にすぎず、結果は、同一であると考えられているのである。結果が同一であるということは、有用性の喪失という本質的な点ではすべての原因は同質であるということである。

かくして、動的低価基準の下では、損傷等も単なる時価下落も、要するに、全ての有用性の喪失は、等しく本質的に時価によって測定されることになるのである。否、損傷等に比較して、時価下落の場合は、損失は、より客観的に測定されるとされているのである。即ち、「損傷や陳腐化が発生したという事実は客観的に決定されるかも知れないが、他方、それに原因する価値の喪失の測定は、判断以外の何ものでもない。事実、多くの場合に於て、時価の下落による損失の蓋然性は、物理的損傷や陳腐化に原因する損失よりもより満足のいく客観的な証拠によって決定されうるといふことは、恐らく正しい。」⁽⁴⁰⁾(傍点引用者)と述べられているのである。つまり、価値喪失の測定は、損傷等の場合に

(39) *ibid.*, pp. 150~151. このステートメントでは、時価下落に対してばかりでなく、時価上昇に対しても時価が考慮されるべきであるとされていることに関して、 Hoffman は、「このステートメントでは、原価がより低い価額である場合でさえ時価が使用されるべきことが暗示されているけれども、裁判以前の事実では、より低い時価額を意味していた。時価より低い原価に係わる状態に裁判所が言及していることの意義は疑わしい。」と述べている。

(40) *Inventories, Tentative Statement by the Research Department of the American Institute of Accountants, Journal of Accountancy, April, 1941, p. 296.*

比較して時価下落の場合かより客観的に測定されるのである。従って、測定という観点からみる限り、損傷等と時価下落とは共に有用性の喪失原因となり、しかも、損傷等が低価基準の対象となるのであれば、当然に、時価下落も低価基準の対象をなすものとして規定されることになるのである。

しかし、有用性の喪失原因に関する損傷等と単なる時価下落とは、我国の多くの論者の指摘をまつまでもなく、明らかに、本質的に異質のものである。なぜなら、損傷等に原因する有用性の喪失は絶対的なものであり、他方、時価下落に起因する有用性の喪失は相対的ないし不確定なものにすぎないからである。従って、理論的には、原因に即して測定すれば、損傷等による有用性の喪失は原価主義によって測定されるべきものである。それにも拘らず、当該喪失が時価によって測定されるのは、喪失された原価の原価自身による測定が不可能であるために、技術上の単なる便宜的な代替的方法として時価がとられるにすぎないのである。即ち、損傷等の場合は、本質的には、その測定は原価主義たるべきであって実践上の理由から便宜的に時価がとられるにすぎないが、時価下落の場合は本質的に原価主義ではないのである。

要するに、動的低価基準観の下において、損傷等と時価下落が、等しく有用性の喪失の原因として、又、時価による測定という観点から、等しく低価基準の本質をなすものとして規定されていることは、測定の客観性という会計の基本的ファンクションによることもさることながら、何よりも実践上の技術的な測定そのものを重視するといういかにもアメリカ的なプラグマティズムの反映された低価基準観であるといえるであろう。

V. 結びに代えて

これまで、低価基準と保守主義原則との関係について、考察してきた。このことから、次のことがいえるであろう。

まず、低価基準の根拠は、低価基準観がいかに変化しても、保守主義原則からは脱却しえないということである。つまり、低価基準は、それが会計目的観の変化に伴って静的低価基準観から動的低価基準観に変化しても、保守主義原則から絶縁しうるものではないのである。言い換えると、会計目的観の変化に伴って誕生した動的低価基準は、旧来の静的保守主義からは絶縁しえても、同

じく会計目的観の変化に伴って誕生した動的保守主義からは絶縁しえないのである。要するに、新しい低価基準は旧い保守主義からは脱却しえても、依然として、新しい保守主義からは脱却しえないのである。従って、低価基準を正当化する根拠が保守主義原則であることには変りはないといえるであろう。

それでは、次に、低価基準を支える保守主義原則はどのように理解されているのであろうか。すでに概観したように、保守主義原則に関するオーソリティの見解は、保守主義が会計と何らかの関係をもつとされていることは共通した特徴であるが、他方、保守主義に関して、山下教授が超会計原則として積極的に肯定しているのに対して、太田教授は否定的、又、岩田教授は消極的であり、さらに、黒沢教授はこれらの中間的または媒介的な見解である点が異なっている、といえよう。かくして、一般的には、低価基準が保守主義に依拠しているのであるから、その保守主義に関し見解が異なる限り、低価基準についても相対立した多様な見解が存することになるのはむしろ必然であろう。

低価基準観の多様性は、会計目的観の変化によって保守主義観が静的保守主義から動的保守主義へと変化したために生じ、さらに、会計目的観の変化またはそれに伴う保守主義観の変化によって低価基準観が静的低価基準から動的低価基準へと変化したために、低価基準観は一層多様化しかつ複雑化したといえるであろう。

それゆえ、低価基準を理論的に正当化するためには、低価基準の根拠とされかつ等しく「一般原則」であるとされている「保守主義原則」と「正規の簿記の原則」との矛盾をいかに解決するか、要するに、保守主義原則をいかに理解するかについて、考察することが不可欠であろう。両原則の矛盾を解決する途は、保守主義原則について、それを否定するかそれとも容認するか、さらに、容認する場合であっても原則的に容認するかまたは例外的に容認するか、何れの見解をとるかであろう。否定説に立てば、低価基準は理論的には支持されえないことになり、また、原則的容認説からは、低価基準は原則的に容認される合理的基準となる。さらに、例外的容認説に立てば、低価基準は例外基準として容認されることになるであろう。なお、等しく原則的容認説であっても、山下説のように保守主義原則を「企業原則」、即ち、「超会計原則」として理解すれば、低価基準は超会計基準たる企業基準の性格をもつものとして理解され、

他方、保守主義原則を会計原則として理解すれば、低価基準が原則的合理的な会計基準となることはいうまでもない。

これらの見解の中、何れが妥当であるかは、慎重な吟味を要するところであるが、敢えて結論づけるとすれば、例外的原則説が妥当であろう。その理由は、次のように考えることができるであろう。即ち、低価基準が実践上なお不滅の評価基準であることを会計的に理論化する根拠は、低価基準は原価主義ではないけれども、損益計算的にはなお評価の一般原則である原価主義に立脚する他の原価評価法と同様に、等しく“取得原価”を基礎にしその枠内に位置づけられるということに求めるしかないであろう。低価基準が、いかなる意味であれ、原価と時価の二つの測度をもつということは、とりもなおさず、当該基準が「理論」と「実務」、即ち、「会計」と「経済」を媒介する中間的妥協的评价基準であるということであり、そのような低価基準観は、理論と実務を媒介する性格をもつものとして規定される保守主義原則観を前提として初めていうことだからである。従って、そのような保守主義原則観は純粹の原則的な会計原則とは考えられないからである。それは、とりもなおさず、保守主義原則が例外的なものであることを意味するであろう。即ち、「正規の簿記の原則」と矛盾する低価基準を支える根拠となる保守主義原則は例外的会計原則であると考えることが妥当であろう。

最後に、動的低価基準観の下では、「損傷等」も単なる「時価下落」と同質視されて、等しく低価基準として規定されるのが一般である。そして、このことは、米国における低価基準生成の原点を省みるときには、確かに、理解できることではある。

しかし、会計理論が発展し期間損益計算原則が精緻化してきた今日、損傷等と単なる時価下落とは理論的には異質であると理解する方が妥当であろう。即ち、損傷等の場合は、損失は費用の認識原則によって原則的かつ合理的に認識されうるものであって、各計算原則と矛盾するものではなく、従って、損失の認識は保守主義原則とは無関係である。それ故、本質的には、損傷等に起因する損失は原価によって測定されるべきものであるが、ただ当該費消が特異であるため、代替的に時価が測度としてとられることになるにすぎないのである。これに対して、単なる時価下落の場合は、損失は費用の認識原則と矛盾し、従

って、その認識は保守主義原則に依拠せざるをえず、それゆえ、測定にあたっては、本質的に時価が測度でなければならないのである。要するに、損傷等の場合は、評価損は発生原則によって認識されるべきものであって、当該損失は原価主義に基づいて測定されるべきであるが、費消ないし消失が特異であるため原則的かつ客観的な測度たる原価によって測定することが不可能であり、それゆえに当該損失は代替的な時価によって測定されることになるのである。従って、損傷等は、測定という実践的観点から低価基準の対象として規定されることになったものであろう。つまり、損傷等は本質的に低価基準の対象として規定されるものではなくて、測定上の便宜性から代替的に低価基準の対象とされるものである。

それゆえ、結論的には、次のことがいえるであろう。すなわち、(イ)静態論から動態論への会計目的観の変化に伴ない低価基準観も静的低価基準から動的低価基準へ変化したこと、(ロ)同様に、会計目的観の変化に伴ない保守主義観も静的保守主義から動的保守主義へ変化したこと、(ハ)静的低価基準は依然として静的保守主義を根拠としていること、(ニ)動的低価基準は、静的保守主義からは脱却しても、動的保守主義からは脱却していないこと、(ホ)保守主義は会計の理論と実務を媒介する妥協的・例外的原則であること、(ヘ)従って、低価基準は妥協的・例外的基準（即ち、経済的基準）であること、等が明らかになったであろう。

要するに、低価基準が動態論的に理解されるようになったとはいえ、当該基準の根拠としての保守主義原則は、その意味に変化はみられても、決して消滅してはいないのであって依然として低価基準の根拠であることには変りはないのである。